

ジンバブエ知的財産庁 (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 ZW. I

略語のリスト

国内官庁： ジンバブエ知的財産庁

ZPL： ジンバブエ特許法

ZPR： ジンバブエ特許規則

指定（又は選択）官庁 Z W	ジンバブエ知的財産庁	概要 Z W
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間	：優先日から30か月
	PCT第39条(1)(b)に基づく期間	：優先日から31か月
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：ジンバブエ・ドル（ZWD）	
	出願手数料	…………… ZWD 6,000
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

Z W	ジンバブエ知的財産庁（続き）	Z W
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ^{2, 3}	<p>ジンバブエでの送達用あて名（代理人による代理は要求されないが、代理人を選任した場合には、委任状を提出しなければならない）</p> <p>国際出願後に出願人の名義変更があつて、国際公開又は国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）にその旨の表示がない場合には、譲渡書類</p> <p>国際出願後に出願人の名称変更があつて、国際公開又は国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）にその旨の表示がない場合には、出願人の名称変更を証明する書類</p> <p>国際出願の確認済翻訳文2通</p> <p>優先権書類の確認済翻訳文⁴</p>	
誰が代理人として行為できるか？	<p>弁理士、法律実務者、特許代理人</p> <p>登録代理人の一覧は国内官庁から入手できる</p>	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知に定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 特別の要件の一覧については、引き続き国内官庁の確認を要する。

4 関連する発明の特許性を決定することに優先権の有効性が関与している場合。

国内段階の手續

ZPL Art.	54(1)(a)	ZW. 01 翻訳文（補充） 出願の翻訳文中の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。
		ZW. 02 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書ZW. I に概説されている。
PCT Art.	28	ZW. 03 出願の補正 出願人は、明細書全体を許可する前であればいつでも、国際出願を補正又は補充することができる。ただし、その補正又は補充によって出願の主題の範囲を超えないことを条件とし、その請求は書面で行い、補正の性格及び補正の目的を陳述する。請求には所定手数料（附属書ZW. I を参照）を伴うべきである。許可後の明細書の補正、更にその性質及び理由は、特許商標公報に出願人が公告しなければならず、誰でも公告から3箇月以内に、その補正に対する異議を登録官に通知できる。
ZPL Art.	37	
ZPL Art.	54	ZW. 04 登録官は更に、いずれかの特許出願若しくはその他の書類の誤記若しくは脱落又は翻訳文の誤記の補充、又は特許法に別段の規定がない書類の補正、又は登録官に対する手續に関する手續不備の補充を認めることができる。この補充は、所定の手数料（附属書ZW. I を参照）を伴う請求に基づき、又は当該請求なしで行うことができる。
ZPR Art.	74-75	
ZPL Art.	16	ZW. 05 公 告 登録官が明細書全体を許可した場合、出願人は、特許商標公報に通知を公告しなければならず、出願様式、明細書及びその他の書類は、その通知の公告日から公の閲覧に供される。
ZPR Art.	24	
ZPL Art.	27	ZW. 06 更新手数料 特許の付与後、特許を有効に維持するためには更新手数料を支払わなければならない。最初の更新手数料は、国際出願日から3年目について支払う。その後の更新手数料は、国際出願日の各年の応当日前に支払わなければならない。登録官は、出願人から請求があった場合には追加手数料の支払を条件として、6箇月を超えない期間内に更新手数料を支払うよう期間を延長することができる。更新手数料の額は附属書ZW. I に表示する。追加特許については更新手数料は支払わない。
ZPR Art.	37	
PCT Art.	24(2)	ZW. 07 期間を遵守しなかったことによる延滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。更新手数料を所定期間内に支払わなかったために特許が失効となった所有者は、その特許が失効した日から3年以内に、失効した特許の回復を所定の方法で登録官に申請できる。回復請求には、更新手数料の未払の原因となった状況についての認証付陳述書を添付しなければならない。登録官は、追加の証拠提出を要求でき、又は出願人に聴聞を許可できる。登録官が、更新手数料の未払は故意によるものではなく回復請求に不当な遅滞がないと納得した場合には、未払となっている手数料及び所定の追加手数料（附属書ZW. I を参照）を支払い、更に回復請求に対する異議の機会を与えた上で、その回復請求を許可できる。
	48(2)	
PCT Rule	82bis	
ZPL Art.	28	
PCT Art.	25	ZW. 08 PCT第25条の規定に基づく検査 関係手續は国内段階6.018から6.021項に概説されている。特許法に規定されている場合には、出願人は登録官の決定に対して、その決定から3箇月以内又は特許裁判所が認める延長期間内に、特許裁判所に上訴することができる。
PCT Rule	51	
ZPL Art.	69-71	
	76	

ZPL Art.	74	ZW. 09 上 訴
	76	特許裁判所の命令又は判決に対しては、特許裁判所の判決の日から3箇月以内又は特許裁判所が認める延長期間内に、最高裁判所に上訴することができる。
PCT Rule	49bis.1(c)	ZW. 10 追加特許
	76.5	2004年1月1日より前に行われた国際出願に関して、出願人がジンバブエにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて追加特許の取得を希望する場合には、その旨を出願時の国際出願（願書の第V欄）に表示しなければならなかった。2004年1月1日以降に行われた国際出願に関しては、願書にこの表示をする部分が設けられていないので、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。
ZPL Art.	26	

手 数 料

(通貨：ジンバブエ・ドル)

出願手数料	6,000
公告手数料	1,000
明細書の補正手数料	
―付与前	1,000
―付与後	2,000
訂正手数料	500
更新手数料：	
―第4年度から第10年度，国際出願日から起算，年度ごと	2,000
―第11年度から第15年度，国際出願日から起算，年度ごと	3,000
―第16年度から第20年度，国際出願日から起算，年度ごと	4,000
更新手数料の支払期間延長手数料，月ごと（6箇月以内）	1,000
失効特許の回復手数料	5,000

手数料の支払方法

- (i) すべての手数料は，国内官庁に支払わなければならない。
- (ii) 国内手数料は，郵便為替，小切手，銀行為替又は現金で支払うことができる。支払にはすべて，完全な出願番号，出願人名及び支払う手数料の種類を表示する。